

陳情第12号

(株) くみはま縣について

令和4年8月22日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により
配付する。

令和4年9月1日 配付

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸



令和4年8月22日

京丹後市議会議長
谷津 伸幸 様

京都府京丹後市弥栄町和田野822番地
京丹後市民オンブズマン
代 表 有田 光亨
0772-65-2538

(株) くみはま縣について

陳情の趣旨

- ① 平成30年の株主総会において(株) くみはま縣の業務提携書の内容解釈が従来と比べて180度変更されているが、平成24年の産建委員会以降の説明と矛盾したことになる。
このことについて、議会において何故、180度の正反対の内容になったのか解明を求める。
- ② 政治倫理審査会の審議過程において、労働者派遣について、当時の中山市長の説明は京都労働局も理解とあるが、議会において京都労働局の書類を求め、間違いがあれば是正を指摘する事。

陳情の理由

- ① 平成18年12月8日に(株) くみはま縣と(株) ポラリスにおいて締結された業務提携書は平成24年の産建委員会以降、過去から指摘しておりましたが、平成30年7月1日に変更されていることについて
- ② 政治倫理審査会において、当方は指揮・命令権限は(株) ポラリスにあると指摘しておりましたが、当時の中山市長は指揮・命令権限は(株) くみはま縣にあると明言していた経緯があり、政倫審も市長発言を容認していた。
(株) くみはま縣及び(株) ポラリスに関係する事項の京都労働局の書類を確認すれば判断出来る。